

# 埼玉県産業教育振興会会則

昭和23年7月14日 制定  
昭和61年5月31日 一部改正  
平成4年6月6日 一部改正  
平成10年6月10日 最終改正

## 第1章 名称及び目的

第1条 本会は埼玉県産業教育振興会と称し、事務局を埼玉県教育局内に置く。

第2条 本会は産業教育の充実振興を図ることを目的とする。

## 第2章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- 1 産業教育に関する調査研究
- 2 産業界と教育界との連絡を密にし、その協力を促進する。
- 3 財団法人産業教育振興中央会、全国産業教育振興連絡協議会との連絡を図る。
- 4 研究会、講習会、各種技能検定・協議会、各種展覧会・研究発表会の開催
- 5 研究、視察、見学等に対する協力援助
- 6 産業教育功労者、優良にして範とすべき企業経営者、児童・生徒・学生の表彰
- 7 機関紙、図書等の刊行
- 8 その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員及び組織

第4条 本会は産業及び教育関係者並びに本会の趣旨に賛同する者を以て組織し、次の4種の会員とする。

- 1 通常会員  
イ 団体会員                      ロ 個人会員
- 2 賛助会員
- 3 特別賛助会員
- 4 名誉会員

第5条 本会は支部を設ける。支部会則は別に定める。

第6条 本会の事業を遂行するため次の各部を置く。

総務部 農業部 工業部 商業部 家庭部 看護・福祉部 技術・家庭部  
小学校家庭部

## 第4章 役員及び職員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 理事長1名 副理事長1名 常任理事若干名  
理事若干名 監事3名以上 部長若干名 支部長若干名 委員若干名

第8条 本会役員の仕事は次の如くである。

- 1 会長は本会を代表し、本会の仕事総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は会長を補佐し、理事会の議決に基づいて会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 常任理事は常任理事会を組織し、理事会の議決に基づいて理事長の会務執行を推進する。
- 6 理事は理事会を組織し、会務の執行に必要な事項を議決する。
- 7 監事は本会の仕事及び会計を監査する。
- 8 支部長は支部を代表し、支部の仕事総理する。
- 9 部長は第6条による各部を代表し、各部の仕事総理する。
- 10 委員は各部属を定め、各部の仕事につき会長の諮問に応じ且つ常任理事に協力する。

第9条 本会の役員は次の方法によって選出し、その任期は2ヵ年とする。但し重任を妨げない。任期満了後といえども後任者の就任するまではその任に当たるものとする。補欠として就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

- 1 会長及び副会長は理事会においてこれを推薦する。
- 2 理事長には県の県立学校部副部長を、副理事長には高校教育指導課長を推薦する。
- 3 理事は会長の推薦する者及び支部の推薦する者につき総会において承認する。
- 4 常任理事は理事の互選による。
- 5 監事は総会において選出する。
- 6 支部長は支部の推薦する者につき会長が委嘱する。
- 7 部長は会長が委嘱する。
- 8 委員は会員中より会長が委嘱する。

第10条 本会は必要に応じて事務局長、主事、書記、その他の職員を置く。その任免は会長が行う。

## 第5章 名誉会長・顧問・参与

第11条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。名誉会長には県知事を推戴する。顧問及び参与は理事会にはかり会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応じて第6章の会議に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 会 議

第12条 本会に次の会議を置く。

- 1 総会

